イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項 (ｱ)　リース特有の取引に関する情報 (ｲ)　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 ⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。 ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額 イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 ⑶　リースにより使用するドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。	ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項 ⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定　する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。	15　［同左］
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項	⑵　金融商品の時価等に関する事項
⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。	16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
［17～25　略］	［17～25　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

一　新電気通信事業会計規則別表第一及び別表第一の二（流動負債（未払法人税等に係る部分に限る。）及び法人税、住民税及び事業税に係る部分に限る。）の規定　この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。

二　新電気通信事業会計規則の規定（前号に掲げる規定を除く。）　令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、この号に掲げる規定を適用することができる。